

ごみ処理のあり方調査・報告書（概要）

はじめに

桑名広域清掃事業組合では、資源循環型社会の形成に資するため、可燃ごみの中間処理をごみ固形燃料化という手法で推進してきたところである。

しかしながら平成 23 年 4 月開催の RDF 運営協議会において平成 32 年度末に県主体の RDF 焼却・発電事業を終了することが確認されたことから、平成 23 年 5 月に桑名広域清掃事業組合の関係市町等で構成する「ごみ処理のあり方調査検討委員会」を設置し、将来のあり方に関する検討に着手したものである。

この検討委員会では、平成 23 年度においては、現状把握として、「ごみ処理のあり方調査検討の現況報告書」を作成した。また、構成市町から出された課題・問題点を整理し将来のあり方に関する方針決定の一助とするため、「ごみ処理のあり方調査・報告書」として取り纏めたものである。

平成 25 年 3 月

ごみ処理のあり方調査検討委員会

項 目	内 容
1 RDF処理方式の継続に関すること	
(1) RDF受入れ先調査	<p>○全量受入可能施設（1施設） 三重中央開発㈱（三重県伊賀市） 処理費：20,000円/t 運搬費：5,500円/t</p> <p>○一部受入可能施設（3施設：全て県外） 受入可能量100～1,750t/月 処理費：15,000～35,000円/t 運搬費：別途必要</p> <p>○受入先において、所在市町村との事前協議が必要である。</p> <p>*今後も引き続き調査を継続する。</p>
(2) 既存RDF製造施設の機能調査	耐用期限等を把握するため、施設の機能検査の実施が必要である。
2 ごみ処理の現状把握に関すること	
(1) RDF事業の検証（過去の経緯と他の処理方式とのコスト比較）	<p>○過去の経緯</p> <ul style="list-style-type: none"> ・資源循環型社会の形成に資する環境政策の一環として、ごみ処理の広域化計画に基づくダイオキシン対策の有効な手段として県と一体的に推進された。 ・RDF発電所の事業経費は、売電収入で賄うことができるという前提であったが、電気事業法の改正に伴う電力の自由化などにより経営が成り立たなくなった。 ・損失を補填するため、無償であったRDFの処理費が有償化された。 ・その後も、経営改善を図るも損失の増大は避けられず、損失分は県と市町で折半することになり、RDF処理委託料が毎年段階的に引き上げられることになった。 <p>*RDF処理委託料推移</p> <p>平成15年度 39,434千円（3,790円/t） 平成18年度 132,716千円（5,058円/t）</p>

	<p>平成 23 年度 185,620 千円 (7,057 円/ t) 平成 28 年度 285,942 千円 (10,908 円/ t) 平成 29 年度 442,335 千円 (16,874 円/ t)</p> <p>○処理コスト比較 (処理能力 : 230 t /日)</p> <p>①桑名広域 (R D F 化施設) 1,422,356 千円/年 (32,367 円/ t)</p> <p>②A 施設 (流動床式) 700,102 千円/年 (13,980 円/ t)</p> <p>③B 施設 (ストーカ式) 662,544 千円/年 (22,364 円/ t)</p>
(2) ごみ処理基本計画の見直し	<p>循環型社会形成推進地域計画との整合性が求められるため、現在構成市町で策定されている「ごみ処理基本計画」の見直しが必要である。</p>
(3) 循環型社会形成推進地域計画 (案) の策定	<p>循環型社会形成推進地域計画の策定は、新施設建設を実施する際に、国の交付金を取得するために不可欠である。</p>
3 組合構成市町の枠組みの見直しに関すること	
<p>(1) 組織の検証と構成市町の枠組みの決定</p> <p>【構成市町の枠組み】</p> <p>①現状 (桑名市・いなべ市 (旧員弁町)・木曾岬町・東員町)</p> <p>②現状の枠組みで (構成市町の脱退、併合)</p> <p>③新たな枠組み (川越町、朝日町などの新規加入)</p>	<p>共同処理事務への加入に関する意向調査を実施した結果、いなべ市を除く 1 市 2 町から加入の意思表示があった。</p> <p>ただし、現時点での意向であり、事業費の負担割合やごみ減量に向けた取組み結果が出た時点で再度判断するとの意見も出ている。</p> <p>*なお、近隣の市町の動向については、四日市市への処理委託や単独処理を目指す方向が既に定まっており、当組合への参加意思はない。</p>
(2) 広域連合での共同処理事務化の調査	<p>いなべ市が離脱の意向であるため、広域連合とは構成市町の組織構成が異なることになり、人件費や事務費等の負担割合も複雑化し、議会運営等も不自然な状態となる。</p>

4 ごみ処理方式等に関すること	
(1) ごみ処理方式の検討	
1) ごみ処理方式の調査	<p>現在、可燃ごみの処理方式は様々な方式が採用されており、それぞれ利点と課題を有している。採用に当たっては、運営経費等の費用比較を十分精査した上で、ごみの減量・減容化、環境対策等の地域特性を踏まえて判断する必要がある。</p> <p>RDF化施設以外のリサイクルプラザ、プラスチック圧縮梱包施設は、建物の耐用年数も十分あり使用時間数も少ないことから、継続施設とすることが望ましい。</p>
2) 建設予定地の調査	<p>管内の建設候補地を調査した結果、新たな候補地が見つからなかったことから、既存の桑名広域敷地内が建設予定地として適当である。</p>
3) 概算事業費の算定	<p>施設規模 200 t / 日の新ごみ処理施設を設置する場合の建設事業費は 110 億円程度である。</p> <p>*算定根拠 (トン当たりの建設単価 5,000 万円 + 周辺整備費等 10 億円)</p>
4) 補助金・交付金制度の調査	<ul style="list-style-type: none"> ・補助金・交付金メニュー 循環型社会形成推進交付金として 1 / 3 ・交付税算入 一般廃棄物処理事業債の元利償還金の 50%
5) 財源計画	<ul style="list-style-type: none"> ・新ごみ処理施設の建設事業費を 110 億円とした場合 交付金 30 億円 地方債 61.5 億円 一般財源 18.5 億円 (周辺整備費等含む) <p>*ごみ処理施設整備基金現在高 7.1 億円</p>
6) スケジュール	<ul style="list-style-type: none"> ・新ごみ処理施設を設置する場合の建設スケジュール H25 ごみ処理施設の検証、分担金割合決定

	<p>H26 ごみ処理施設整備基本構想策定</p> <p>H27～28 生活環境影響調査、地元調整</p> <p>H29 工事請負契約</p> <p>H30～32 実施設計、建設工事</p>
7) 施設整備検討委員会の設置	<p>仮に新たなごみ処理施設を設置する場合、専門的・技術的知見による検討を行う、ごみ処理施設整備検討委員会の設置が必要である。</p>
8) 運転管理の検討	<ul style="list-style-type: none"> ・運転管理の手法は、大きく分けて公設公営方式と官民協働方式がある。 ・近年は、官民協働方式の中でもDBO方式（公共がごみ処理施設を所有し、民間が管理運営）が主流となっている。 <p>*四日市市・松阪市が20年間のDBO方式の契約（H24）を行っている。</p>
9) 最終処分先の検討	<p>調査の結果、桑名市、東員町、木曾岬町区域のいずれも候補地がなく、構成市町の区域以外で、民間委託に頼らざるを得ない状況となっている。</p>
10) 既存RDF化事業施設を解体した場合の土地利用計画	<ul style="list-style-type: none"> ・解体後の跡地は、次のごみ処理施設建設用地の確保を見据え、県のRDF焼却・発電事業終了後の事業用地の活用方法も含め、有効利用を図るべきである。 ・多目的広場の整備を推奨する。なお、この多目的広場は、災害発生時には最優先で災害ガレキの仮置き場にすることとし、状況によっては消防本部が行う災害救助活動にも利用できることが理想である。
11) 関係法令の把握	<p>ごみ処理施設の設置にあたっては、環境保全、都市計画、施設の設置等に関する法律が関わってくる。これらの関係法令による手続きや認可等に少なくとも2年程度の期間が見込まれる。</p>